

第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）

6年後に達成する目標 （健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）		特定保健指導該当率1.5%減　〔R 4年度_21.6%→R11年度_20.1%〕				
年度	R 6	R 7	R 8（中間評価）	R 9	R10	R11（最終評価）
目標	21.6%	21.3%	21.0%	20.7%	20.4%	20.1%

- 上記目標における各年度の結果に対する評価、要因検証等を行い、今後の対策を整理する。
※1）自己評価欄は、下記を目安に判断し、A B C Dで評定すること
A：目標値の120%以上　B：目標値の100%以上120%未満　C：目標値の80%以上100%未満　D：目標値の80%未満
※2）記入欄が不足する場合は行を追加すること。なお、列の追加、幅の調整は行わないこと。

R 6	目標	21.6%	実績		自己評価	
	要因検証・今後の対策	【要因検証】 ●令和6年度第1四半期における特定保健指導該当率は計画策定時（R 4年度）から0.7%増となった。このような結果に至った要因として、令和5年度の特定保健指導実施率（被保険者）が前年度ベースで1%増加した一方で、KPI値を大幅に下回る状況にあり、この点、未だ同該当率に好影響を及ぼす程度まで特定保健指導実績が至っていないことによるものと推察される。 ●令和6年度においては、目下、健診・特定保健指導の実績向上のために健康宣言事業所の拡大に努めており、商工会議所等との連携を通じた勧奨の結果、単年度ベースでは過去最高となる449社の同宣言事業所を獲得している。 ●またポピュレーションアプローチに関連して、業界団体を介した健診・特定保健指導の実績向上を推し進めており、茨城県建設業協会と連携協定を締結を締結（R6. 7. 30）したほか、茨城県トラック協会との協定締結を令和6年度中に締結する予定としている。 【今後の対策】 商工会議所及び業界団体等との連携調整を推進し、保健事業全般の強化を図る方針。				
R 7	目標		実績		自己評価	
	要因検証・今後の対策					
R 8	目標		実績		自己評価	
	要因検証・今後の対策					
R 9	目標		実績		自己評価	
	要因検証・今後の対策					
R10	目標		実績		自己評価	
	要因検証・今後の対策					
R11	目標		実績		自己評価	
	要因検証・今後の対策					

- 次頁より、各分野のK P Iに加え、地域・職域において重点的に予防・改善すべき疾患、当該疾患を予防・改善するために着目すべき健診項目、着目した健診項目の検査値に影響を及ぼしている生活習慣、当該生活習慣を改善するためにどのような対象者にどのようなハイリスクアプローチ及びポピュレーションアプローチを行うかを整理し、個々の取組、具体策及び目標値を計画に記載する。
※3）個々の取組における具体策は、実施年度の支部事業計画に記載すること。
※4）取組欄を追加する場合は、取組欄（行）をコピーして使用すること。また、記入欄が不足する場合は行を追加すること。なお、列の追加や幅の調整は行わないこと。
※5）K P I 達成に向けた取組や具体策は、本計画には記載せず、実施年度の支部事業計画に記載すること。
- また、各年度の終了後には、取組の目標における各年度の結果に対する評価、要因検証等を行い、今後の対策を整理する。

健診									
K P I ①	生活習慣病予防健診実施率	目標値	各年度の K P I	R 6 61.8%	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
		実績							
K P I ②	事業者健診データ取得率	目標値	各年度の K P I	R 6 9.2%	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
		実績							
K P I ③	特定健診実施率（被扶養者）	目標値	各年度の K P I	R 6 30.9%	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
		実績							
要因 後の 検証・ 対策	R 6	【要因検証】 令和6年度第1四半期における各KPI項目については、生活習慣病予防健診実施率13.4%、事業者健診データ取得率0.6%、特定健診実施率3%であり、いずれの項目も前年度同期比を下回っている状況にある。このうち、生活習慣病予防健診の受診率低下については、第4期見直しに伴う二次点検を起因とした健診データの格納遅延が要因のひとつであるが、その後の対応により、前年度と同等の水準にまで回復している。令和6年度においては、他業種と比して相対的に生活習慣病予防健診の実施率が低い業種を対象として、業界団体を介した健診・特定保健指導の実績向上を推し進めており、茨城県建設業協会と連携協定を締結を締結（R6.7.30）したほか、茨城県トラック協会との協定締結を令和6年度中に締結する予定としている。 【今後の対策】							
	R 7								
	R 8								
	R 9								
	R 10								
	R 11								
地域・職域における疾患・検査値・生活習慣等を踏まえ、どのような対象者にどのようなアプローチを行うか									
No.	健　　一　　1	アプローチ 方法	ポピュレーションアプローチ	実施年度 （期間）	令和6年度　　～　　令和11年度				
取組名称	業種に着目した生活習慣病健診実施率等の向上	評価指標	生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診データ取得率（合算）						
		目標値	81.0%	R 6 71.0%	R 7 73.0%	R 8 75.0%	R 9 77.0%	R 10 79.0%	R 11 81.0%
		実績							
取組の目的 及び具体策		業種ごとの生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診でデータの提供率は、その業種特有の職場環境や働き方等の影響により、顕著な差異が見受けられる状況にある。そのため同健診実施率等が他の業態に比して相対的に低い事業所を対象として、実情に沿った改善の提案等を実施し、同健診実施率の向上を図る。 ①生活習慣病予防健診実施率等が他の業態に比して相対的に低い事業所を対象として、生活習慣病予防健診の利用勧奨に関するパンフレットの送付を実施する。なお当該パンフレットには、業種ごとの生活習慣病予防健診実施率等を俯瞰できるグラフ等を掲載し、より自分事として取り組もうとする意識を醸成する。 ②他業種と比して相対的に生活習慣病予防健診の実施率が低い業種を対象として、健康度カルテ及び事例集等を用いて訪問による利用勧奨を実施すると共に、業界団体と連携して、業種ごとの生活習慣病予防健診実施率等の情報共有並びに同健診実施率等の向上に資する広報を協働して実施する。							
要因 後の 検証・ 対策	R 6	【要因検証】 生活習慣病予防健診実施率については、第4期見直しに伴う二次点検を起因とした健診データの格納遅延等が影響し、令和6年度第1四半期時点、前年度同期比を1.6%下回る13.4%となっている。令和6年度においては、業界団体を介した健診・特定保健指導の実績向上を推し進めており、茨城県建設業協会と連携協定を締結を締結（R6.7.30）したほか、茨城県トラック協会との協定締結を令和6年度中に締結する予定としている。 【今後の対策】 引き続き商工会議所及び業界団体等との連携調整を推進し、生活習慣病予防健診の実施率等が低調な業界団体を中心とした保健事業を強化する方針の他、健診実施機関への個別訪問等を通じ、健診実施者数の増加に向けた働きかけを強化する。							
	R 7								
	R 8								
	R 9								
	R 10								
	R 11								

No.		健　　－　　2	アプローチ 方法	ポピュレーションアプローチ	実施年度 (期間)	令和6年度		～		令和11年度		
取組名称		二次医療圏に着目した生活習慣病予防健診実施率等の向上			評価指標	生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診データ取得率（合算）						
					目標値	81.0%	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
						71.0%	73.0%	75.0%	77.0%	79.0%	81.0%	
					実績							
取組の目的 及び具体策		二次医療圏ごとの生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診データの提供率は、医療機関の偏在性等といった地域特性に起因した差異が見受けられる状況にある。そのため同健診実施率等が他の圏域に比して相対的に低い同医療圏に所在する事業所を対象として、地域特性等に沿った改善の提案等々を実施し、同健診実施率の向上を図る。 ①生活習慣病予防健診実施率等が他の二次医療圏に比して相対的に低い同医療圏に所在する事業所を対象に、生活習慣病予防健診の利用勧奨に関するパンフレットを送付する。なお当該パンフレットには、当該圏域ごとの生活習慣病予防健診実施率等を俯瞰できるグラフ等を掲載し、より自分事として取り組もうとする意識を醸成する。 ②生活習慣病予防健診実施率が他の二次医療圏に比して相対的に低い同医療圏に所在する事業所を対象として、健康度カルテ及び事例集等を用いた訪問による利用勧奨を実施すると共に、県、保健所及び市町村と連携して、当該圏域ごとの生活習慣病予防健診実施率等の情報共有並びに同健診実施率等の向上に資する広報を協働して実施する。										
要 因 の 検 証 策・ 今 後 の 検 査	R 6	【要因検証】 事業者健診データの提供率について、委託事業者によるデータ化の遅延が影響したため、令和6年度第1四半期時点、前年度同期比を0.2%下回る0.6%となっているが、当該委託事業者と協議のうえ、今後の改善が見込まれている状況にある。また事業者健診データの提供に係る取組み強化という点においては、茨城県における健康リスクをグラフ化したものを事業者健診データの提供に係る勧奨封筒に掲載したほか、茨城県労働局と協議のうえ、同データ提供に係る勧奨文書中に労働局のクレジットを記載する等といった対策を講じている。 【今後の対策】 令和7年度事業において、県内健診機関における自機関の健診実績を俯瞰できるリーフレットを作成することとし、このリーフレットを活用して健診機関の実績向上に向けた働きかけを強化する方針。										
	R 7											
	R 8											
	R 9											
	R10											
	R11											

特定保健指導												
K P I ①	特定保健指導実施率（被保険者）	目標値	各年度の K P I	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11			
		実績		18.9%								
K P I ②	特定保健指導実施率（被扶養者）	目標値	各年度の K P I	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11			
		実績		6.4%								
要 因 の 検 証 策・ 今 後	R 6	【要因検証】 特定保健指導実施率については、令和6年度第1四半期時点、被保険者が前年度同期比を0.1%上回る13.4%、被扶養者が1%上回る7.9%となっている。令和6年度においては、業界団体を介した健診・特定保健指導の実績向上を推し進めており、茨城県建設業協会と連携協定を締結を締結（R6.7.30）したほか、茨城県トラック協会との協定締結を令和6年度中に締結する予定としている。 【今後の対策】 引き続き商工会議所及び業界団体等との連携調整を推進し、保健事業の強化を図る他、特定保健指導の契約を締結していない健診機関への個別訪問等を通じ、特定保健指導の契約締結に向けた働きかけを強化する。										
	R 7											
	R 8											
	R 9											
	R 10											
	R 11											
地域・職域における疾患・検査値・生活習慣等を踏まえ、どのような対象者にどのようなアプローチを行うか												
No.	指	1	ア プ ロ ー チ 方 法	ポピュレーションアプローチ	実施年度 （期間）	令和6年度 ～ 令和11年度						
取組名称	業種に着目した健康宣言事業所の特定保健指導実施率の向上				評価指標	健康宣言事業所の特定保健指導実施率						
					目標値	60.0%	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
					実績		30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	60.0%
取組の目的 及び具体策		健康経営宣言事業所の特定保健指導実施率は23.9%と低く、このうち、業種ごとに見た同宣言事業所の同実施率は、その業種特有の職場環境や働き方等の影響により、顕著な差異が見受けられる状況にある。そのためと特定保健指導実施率等が他の業態に比して相対的に低い健康宣言事業所を対象として、実情に沿った改善の提案等を実施し、同実施率の向上を図る。 ①標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内を徹底すると共に、健康宣言事業所のうち、より行動変容の期待値の高い動機付け支援対象者に対する利用勧奨並びに生活習慣改善に資するパンフレットの送付を実施する。なお当該パンフレットには、業種ごとの特定保健指導実施率を俯瞰できるグラフ等を掲載し、より自分事として取り組もうとする意識を醸成する。 ②他業種と比して相対的に実施率の低い業種を対象として、健康度カルテ及び事例集等を用いて訪問による利用勧奨を実施すると共に、業界団体と連携して、業種ごとの特定保健指導実施率等の情報共有並びに同実施率の向上に資する広報を協働して実施する。										
要 因 の 検 証 策・ 今 後	R 6	【要因検証】 特定保健指導実施率の向上に向け、目下、商工会議所及び業界団体等との連携協定等を通じた健康宣言事業所の拡大を推し進めている。商工会議所等との連携を通じた勧奨の結果、単年度ベースでは過去最高となる449社の同宣言事業所を獲得している。また健康宣言と併せて特定保健指導の実施も促した結果、特定保健指導未実施事業所489社（令和5年度末時点）のうち、新たに237社が特定保健指導の実施（令和6年11月末時点）に至った。 【今後の対策】 引き続き健康宣言事業所の拡大を推し進めるほか、他業種と比して相対的に実施率の低い業種を対象として、業界団体等を介した特定保健指導の勧奨を平行して強化していく方針。										
	R 7											
	R 8											
	R 9											
	R 10											
	R 11											

No.		指 ー 2	アプローチ方法	ポピュレーションアプローチ	実施年度（期間）	令和6年度 ～ 令和11年度						
取組名称		二次医療圏に着目した特定保健指導実施率の向上			評価指標	特定保健指導委託実施率						
					目標値	30.0%	R 6 6.0%	R 7 10.0%	R 8 15.0%	R 9 20.0%	R10 25.0%	R11 30.0%
					実績							
取組の目的及び具体策		二次医療圏ごとの特定保健指導実施率及は、医療機関の偏在性等といった地域特性に起因した差異が見受けられる状況にある。そのため同実施率が他の圏域に比して相対的に低い圏域に所在する事業所及び特定保健指導委託機関を対象として、地域特性等に沿った改善の提案等を実施し、同実施率の向上を図る。 ①特定保健指導実施率が他の二次医療圏に比して相対的に低い同医療圏に所在する事業所を対象に、動機付け支援対象者の利用勧奨並びに生活習慣改善に資するパンフレットの送付を実施する。なお当該パンフレットには、県下の二次医療圏ごとの同実施率を俯瞰できるグラフ等を掲載し、より自分事として取り組もうとする意識を醸成する。 ②特定保健指導実施率が他の二次医療圏に比して相対的に低い同医療圏に所在する医療機関を対象として、新規委託契約のための訪問勧奨を強化する。また、すでに委託契約を締結している医療機関への訪問活動を拡充し、同機関のスキルアップ並びに定期的な進捗管理を実施する。 ③特定保健指導実施率が他の二次医療圏に比して相対的に低い同医療圏に所在する事業所を対象として、健康度カルテ及び事例集等を用いた訪問による利用勧奨を実施すると共に、県、保健所及び市町村と連携して、当該圏域ごとの特定保健指導実施率の情報共有並びに同実施率の向上に資する広報を協働して実施する。										
要因の検証・今後の対策	R 6	【要因検証】 委託実施分に係る特定保健指導実施率に着目すると、令和6年度第1四半期時点、被保険者ベースで前年度同期比を1.3%上回る5.5%となっているが、全国平均値11.3%（令和5年度）と比較すると、未だ十分とは言えない状況にある。令和6年度においては、特定保健指導の実績が低調な健診機関及び特定保健指導の契約を締結していない健診機関への個別訪問等を通じ、特定保健指導の契約締結に向けた働きかけを実施している。 【今後の対策】 令和7年度事業において、特定保健指導の実施による経営メリット等を記載したリーフレット作成することとし、このリーフレットを活用した改善の提案を通じ、健診機関における特定保健指導の実施体制を強化する方針。										
	R 7											
	R 8											
	R 9											
	R10											
	R11											

重症化予防														
K P I ①		未治療者への受診勧奨による医療機関受診率				目標値	各年度の K P I	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
								-						
						実績								
要 因 の 検 証 策・ 今 後	R 6													
	R 7													
	R 8													
	R 9													
	R 10													
	R 11													
地域・職域における疾患・検査値・生活習慣等を踏まえ、どのような対象者にどのようなアプローチを行うか														
No.	重	－	1	アプローチ 方法	両方	実施年度 (期間)	R6年度 ～ R11年度							
取組名称	受診勧奨対象者へのアプローチ強化及び0次勧奨の実施					評価指標	受診率							
						目標値	14.1%	R 6 13.1%	R 7 13.3%	R 8 13.5%	R 9 13.7%	R 10 13.9%	R 11 14.1%	
						実績								
取組の目的 及び具体策		現在未治療者に対して受診勧奨している、血圧・血糖・脂質については、検査値が悪いまま放置していると心疾患や脳血管疾患につながる可能性が高くなることから、従来実施している特定保健指導時の受診勧奨に加え、重症化率や死亡率等といったデータに基づく受診勧奨をより強化することにより、受診率向上を目指す。 ①二次勧奨対象への文書勧奨に用いているパンフレットについて、各項目の重症化・死亡リスク及び全国対比の状況を分かりやすくグラフ化した形で明示し、対象者の検査数値を「自分ごと」に捉えられるようなものとし、実際の受診行動に繋がる意識の醸成を図る。 ②令和7年度以降は、早期受診勧奨は受診行動に効果的であるため、医療機関が受診者へ送付する健診結果に茨城県医師会と連名で作成したパンフレットを同封すること、及び健診当日に血圧が160/100mmHgの者に対して健診機関が直接パンフレットを手交するなど、いわゆる0次勧奨を開始する。												
要 因 の 検 証 策・ 今 後	R 6	【要因検証】 令和6年度事業実績を踏まえ検証する。 【今後の対策】 令和6年度の検証結果を踏まえて対策案を講じることとしている。												
	R 7													
	R 8													
	R 9													
	R 10													
	R 11													

No.	重	－	2	アプローチ 方法		実施年度 (期間)	～						
取組名称						評価指標							
						目標値		R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
						実績							
取組の目的 及び具体策													
要 因 の 検 証 ・ 今 後 の 対 策	R 6												
	R 7												
	R 8												
	R 9												
	R10												
	R11												

コラボヘルス													
K P I ①		宣言事業所数	目標値	各年度の K P I	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11			
			実績		1,390	1,580							
要 因 の 検 証 策・ 今 後	R 6	【要因検証】 支部職員全員参加型事業として、年度初めから事業所訪問や文書勸奨を行った。また、健康リスクの高い業態団体、前年度に引き続き民間保険会社と健康経営普及促進における連携協定を締結したほか、商工会議所との連携事業のモデル支部として県内8商工会議所と連携し、セミナーや研修会等での健康宣言の啓発を行った結果、単年度別の増加数で過去最高となった。 【今後の対策】 健康宣言事業所数は年々増加しているものの、加入事業所数に対する健康宣言事業所数の割合は全国的に見てもまだ低いので、協定・覚書を締結した関係団体と連携しながら、継続した普及											
	R 7												
	R 8												
	R 9												
	R 10												
	R 11												
地域・職域における疾患・検査値・生活習慣等を踏まえ、どのような対象者にどのようなアプローチを行うか													
No.	コ	ー	1	アプローチ 方法	ポピュレーションアプローチ	実施年度 (期間)	令和6年度 ～ 令和11年度						
取組名称	新規宣言事業所獲得に向けた取組の強化（数の強化）					評価指標	新規宣言事業所数						
						目標値	1300	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
						実績		240	240	220	200	200	200
取組の目的 及び具体策		①当支部の健康宣言事業所数の適用事業所数に占める割合における全国の立ち位置は低い（令和4年度末時点でワースト9位）。健康経営に取り組む事業所獲得に向けて、職員による事業所訪問、関係団体との連携、広報強化等を図る。 ・訪問件数：20件/月　広報：6回/年 ②R8年度中に全国で完了を目指している基本モデルの取込みについて、R6年度中の完了を目指し文書や電話、訪問等の勸奨を行う（R5.11時点70％完了）。 ・勸奨：2回/年											
要 因 の 検 証 策・ 今 後	R 6	【要因検証】 支部職員全員参加型事業として、年度初めから事業所訪問や文書勸奨を行った。また、健康リスクの高い業態団体、前年度に引き続き民間保険会社と健康経営普及促進における連携協定を締結したほか、商工会議所との連携事業のモデル支部として県内8商工会議所と連携し、セミナーや研修会等での健康宣言の啓発を行った。なお、令和7年3月末までに文書勸奨（640件）、基本モデルの取込を完了していない事業所への文書勸奨（222件）を実施する。 【今後の対策】 健康宣言事業所数は年々増加しているものの、加入事業所数に対する健康宣言事業所数の割合は全国的に見てもまだ低いので、協定・覚書を締結した関係団体と連携しながら、継続した普及促進を図る。											
	R 7												
	R 8												
	R 9												
	R 10												
	R 11												

No.		コ　　ー　　2	アプローチ 方法	ポピュレーションアプローチ	実施年度 (期間)	令和6年度　　　　　　　　　～　　　　　　　　　令和11年度						
取組名称		既存宣言事業所における特定保健指導実施事業所増加に向けた取組み（質の強化）			評価指標	既存宣言事業所における特定保健指導実施事業所数						
					目標値	500	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
							100	100	100	75	75	50
					実績		237					
取組の目的 及び具体策		①既に健康宣言しているものの、特定保健指導を実施している事業所が少ない。基本モデルにおける宣言項目（必須）にもなっていることから、特定保健指導を受けてもらえるよう勧奨するとともに、事業所カルテ等送る際に危機感を持ってもらえるような文書等を同封する（1108事業所中、691事業所未実施）。 ・事業所カルテ送付　1回/年 ②業態や地域により健康度の差異が見られるので、分析データ等を活用した広報を実施し、該当者の意識・行動変容を促す。 ・広報　2回/年										
要因の検証・ 今後の対策	R 6	【要因検証】 定期広報誌やホームページ、メルマガに掲載したり、既存の健康宣言事業所に県や保険会社と連携して、県や国の優良法人認定制度へのエントリーを目指したセミナーや研修会を開催し、その中で特定保健指導の実施を促した。また、支部保健師・管理栄養士にも協力をいただき、健康経営の推進と併せて、特定保健指導の実施も促した（1,239事業所中489事業所が特定保健指導未実施（令和5年度末時点）であったが、令和6年11月末時点で489事業所のうち、237事業所が新たに特定保健指導の実施があった 【今後の対策】 まだ特定保健指導の実施がない事業所に対して、事業所カルテ送付時にチラシを同封したり、職員による電話・訪問勧奨を継続して実施する。										
	R 7											
	R 8											
	R 9											
	R10											
	R11											